

利用料金表《通所リハビリテーション》 自己負担割合 1 割の方

【介護保険内料金】 単位数 × 10.55 円(小田原市(5 級地)地域単価) → 1 割が自己負担分

令和 8 年 8 月 1 日現在

要介護度	施設サービス費
要介護 1	675 単位 (713 円)
要介護 2	802 単位 (847 円)
要介護 3	926 単位 (977 円)
要介護 4	1,077 単位 (1,137 円)
要介護 5	1,224 単位 (1,292 円)

加算項目	単位(金額)	算定基準	内 容
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位(43 円)	1 日につき	入浴された場合に算定。浴槽形態は問いません。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位(23 円)	1 回につき	介護職員のうち介護福祉士が 70%以上を占める場合に算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位(116 円)	1 日につき	所定要件を満たして 1 対1のリハビリテーションを集中的に実施する場合に算定。退院(所)日または認定日から起算して3ヵ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 単位(254 円)	1 日につき	認知機能検査などの結果、生活機能の向上が認められる場合に算定
中重度者ケア体制加算	20 単位(22 円)	1 日につき	前年度または算定日が属する月の前3か月間の利用者総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上
リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満)	24 単位(26 円)	1 日につき	リハビリ専門職員が、人員基準より手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に算定
重度療養管理加算	100 単位(106 円)	1 日につき	要介護 4 以上であって厚生労働大臣がさだめる状態である場合に算定(胃瘻・褥瘡)
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	単位数の 111/1000 に相当する単位数		介護報酬により変動があります

利用料金表《通所リハビリテーション》 自己負担割合2割の方

【介護保険内料金】 単位数 × 10.55 円 (小田原市 (5 級地) 地域単価) → 2 割が自己負担分

令和 8 年 8 月 1 日現在

要介護度	施設サービス費
要介護 1	675 単位 (1,425 円)
要介護 2	802 単位 (1,693 円)
要介護 3	926 単位 (1,954 円)
要介護 4	1,077 単位 (2,273 円)
要介護 5	1,224 単位 (2,583 円)

加算項目	単位(金額)	算定基準	内 容
入浴介助加算 (I)	40 単位 (85 円)	1 日につき	入浴された場合に算定。浴槽形態は問いません。
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位 (46 円)	1 回につき	介護職員のうち介護福祉士が 70%以上を占める場合に算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位 (232 円)	1 日につき	所定要件を満たして 1 対1のリハビリテーションを集中的に実施する場合に算定。退院(所)日または認定日から起算して3ヵ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240 単位 (507 円)	1 日につき	認知機能検査などの結果、生活機能の向上が認められる場合に算定
中重度者ケア体制加算	20 単位 (43 円)	1 日につき	前年度または算定日が属する月の前3か月間の利用者総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上
リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	24 単位 (51 円)	1 日につき	リハビリ専門職員が、人員基準より手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に算定
重度療養管理加算	100 単位 (211 円)	1 日につき	要介護 4 以上であって厚生労働大臣がさだめる状態である場合に算定 (胃瘻・褥瘡)
介護職員処遇改善加算 I ロ	単位数の 111/1000 に相当する単位数		介護報酬により変動があります

利用料金表《通所リハビリテーション》 自己負担割合3割の方

【介護保険内料金】 単位数 × 10.55 円 (小田原市 (5 級地) 地域単価) → 3 割が自己負担分

令和 8 年 8 月 1 日現在

要介護度	施設サービス費
要介護 1	675 単位 (2,137 円)
要介護 2	802 単位 (2,539 円)
要介護 3	926 単位 (2,931 円)
要介護 4	1,077 単位 (3,409 円)
要介護 5	1,224 単位 (3,874 円)

加算項目	単位(金額)	算定基準	内 容
入浴介助加算 (I)	40 単位 (127 円)	1 日につき	入浴された場合に算定。浴槽形態は問いません。
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位 (69 円)	1 回につき	介護職員のうち介護福祉士が 70%以上を占める場合に算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位 (348 円)	1 日につき	所定要件を満たして 1 対1のリハビリテーションを集中的に実施する場合に算定。退院(所)日または認定日から起算して3ヵ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240 単位 (760 円)	1 日につき	認知機能検査などの結果、生活機能の向上が認められる場合に算定
中重度者ケア体制加算	20 単位 (64 円)	1 日につき	前年度または算定日が属する月の前3か月間の利用者総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上
リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	24 単位 (76 円)	1 日につき	リハビリ専門職員が、人員基準より手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に算定
重度療養管理加算	100 単位 (317 円)	1 日につき	要介護 4 以上であって厚生労働大臣がさだめる状態である場合に算定 (胃瘻・褥瘡)
介護職員処遇改善加算 I ロ	単位数の 111/1000 に相当する単位数		介護報酬により変動があります

【介護保険外料金】※下記につきましては希望者のみとさせていただきます。

令和 8 年 8 月 1 日現在

項 目	金 額	算定基準	内 容
食費	820 円	昼食時	昼食の食材料費
おやつ代	150 円	1 回	15:00 に提供いたします。
教養娯楽費	実費	随時	レクリエーションにかかる費用です。
オムツ代	200 円	必要時	マジックテープタイプ
	220 円	必要時	パンツタイプ
	80 円	必要時	尿とりパット
	80 円	必要時	フラットタイプ
日用品(委託)	135 円	1 日	※リース会社と別途契約 別紙参照